

日野町水道事業 経営戦略

団 体 名：滋賀県 日野町

事 業 名：日野町 水道事業

策 定 日：令和 2 年 3 月

改 定 日：令和 7 年 3 月

計 画 期 間：令和 7 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭 和 35 年 5 月 1 日	計 画 給 水 人 口	25,150	人
法 適（全部・財務） ・ 非 適 の 区 分	法適（全部）	現 在 給 水 人 口	19,772	人
		有 収 水 量 密 度	0.58	千m ³ ／ha

② 施 設

水 源	☒ 表流水， ☐ ダム， ☐ 伏流水， ☐ 地下水， ☒ 受水， ☐ その他（複数選択可）				
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	254	千m
	配水池設置数	6			
施 設 能 力	14,353	m ³ ／日	施 設 利 用 率	50.4	%

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	一般用、プール、臨時用の区分からなる用途別の料金体系となっており、水道料金は（基本料金+超過料金）×消費税率から計算されます。令和6年度に引き下げの料金改定を行いました。5年ごとに財政状況を鑑み、再検討を行います。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	令 和 6 年 4 月 1 日	

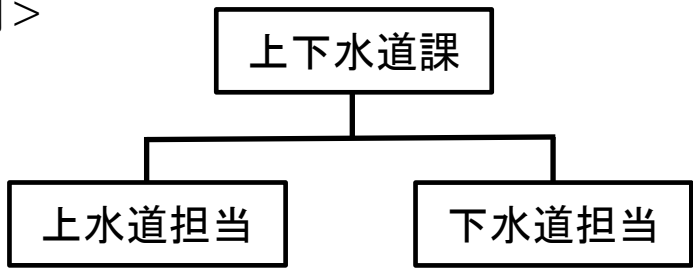
<料金表>

区分	口径	基本料金		超過料金	
		基本水量	金額	1㎡につき	
一般用 (1か月)	13 mm	5㎡まで	1,250円	6～10㎡ 100円	11㎡～ 180円
	20 mm	10㎡まで	2,500円	11～20㎡ 100円	21㎡～ 180円
	25 mm	30㎡まで	6,600円	31㎡～ 220円	
	30 mm	30㎡まで	6,600円	31㎡～ 220円	
	40 mm	30㎡まで	6,600円	31㎡～ 220円	
	50 mm	30㎡まで	6,600円	31㎡～ 220円	
	75 mm	30㎡まで	6,600円	31㎡～ 220円	
	100 mm	30㎡まで	6,600円	31㎡～ 220円	
プール	1㎡につき 180円				
臨時用	口径料金			水量料金	
	13 mm	3,000円		1㎡につき 360円	
	20 mm	4,000円			
	25 mm	4,500円			
	30 mm	5,500円			
	40 mm	8,500円			

④ 組 織

日野町水道事業は上下水道課が管轄し、2つの担当で組織し、上水道事業に関する職務に従事しています。職員数は、令和5年度末現在、会計年度任用職員2人を含め11人です。課長を筆頭に上水道については、補佐が総括し、以下3人の5人で構成しています。上下水道の一本化により、効率的な事業の運営に取り組んでいます。

< 組織体制 >



< 職員数・職種・年齢構成等 >

	上水道		下水道		合計	備考
	事務職	技術職	事務職	技術職		
61歳～		0.5人		1.5人	2人	会計年度任用職員
51～60歳	1.0人		1.0人		2人	課長、参事
41～50歳		1.0人		1.0人	2人	補佐、主任
31～40歳	1.5人		2.5人		4人	主任、主査
～30歳			1.0人		1人	主事
合計	2.5人	1.5人	4.5人	2.5人	11人	

※令和5年度末現在

(2) これまでの主な経営健全化の取組

昭和33年に事業認可を受けて以来、水源位置の変更・給水区域の拡張・水源の増設等を行いましたが、安定した水源の確保はできませんでした。昭和63年より、安定的な水源確保のため、滋賀県企業庁からの琵琶湖水の受水に切り替え、日野町内に点在していた水源の統廃合を実施しました。令和5年には、簡易水道事業（平子・熊野地区）を水道事業に会計統合しました。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

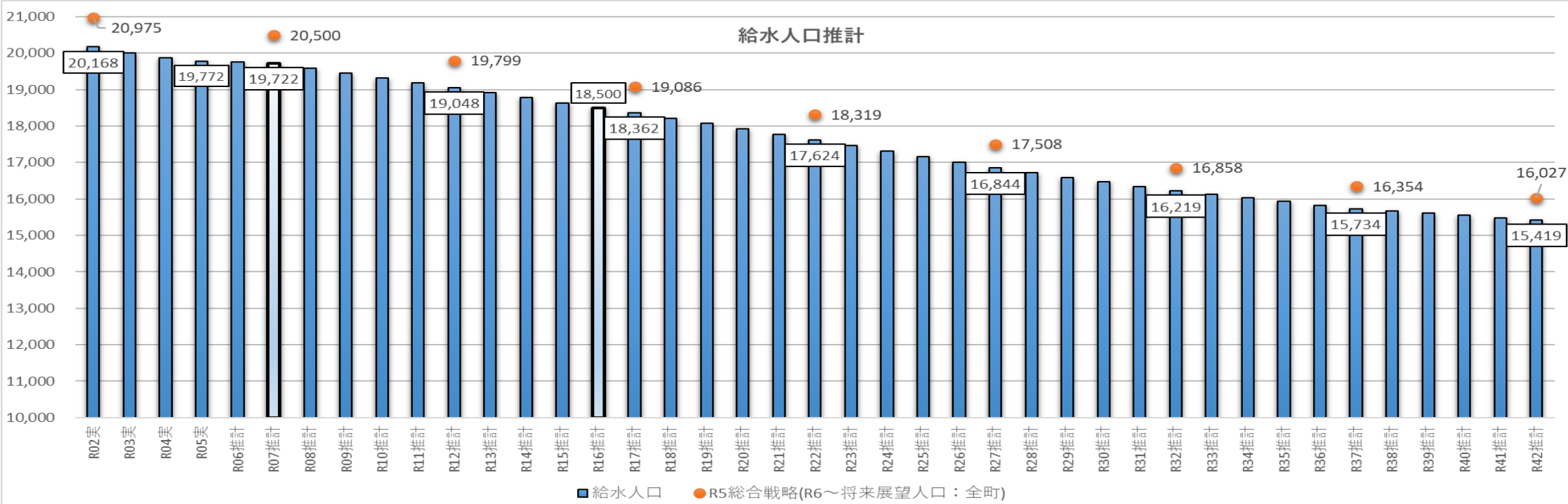
経営比較分析表・・・別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本町の総人口は国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（令和6年3月総合戦略）（以下、「社人研推計」という。）によると、減少することが予測されています。日野町くらし安心ひとづくり総合戦略（以下、「総合戦略」という。）において、社人研推計に準拠した方法で将来展望人口を推計しており、この総合戦略の推計人口と国勢調査の実績値を基に、同様の減少率で給水人口が推移すると仮定して給水人口を推計しました。

将来給水人口は、令和7年度には19,722人、最終年度である令和16年度には18,500人、令和42年度には令和5年度の78.0%の15,419人まで減少すると見込んでいます。



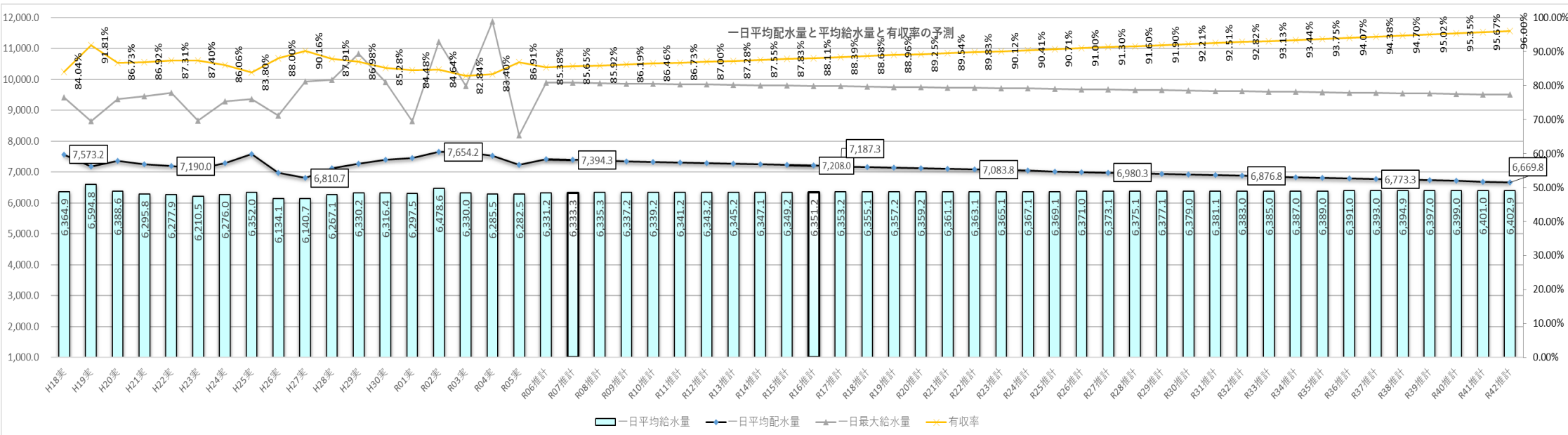
(2) 水需要の予測

水需要の実績値は、直近10年間で微減と微増を繰り返しており、全体的にほぼ横ばいとなっています。様々な節水機器の使用に伴う使用水量の減少傾向や、コロナ禍の自粛生活・水道料金の基本料金免除・工業団地の参入等により増加傾向が相まって使用水量の推移は横ばいになっています。

給水人口は減少の傾向にありますが、新規の工場等の参入などの見込みがあり、合計では横ばいでの推移としています。

有収率は類似団体よりも高い値を示しているものの、老朽設備の改良等を図りながら、更に高い値を目指していきます。

一日最大給水量は、徐々にですが、減少すると予測しています。

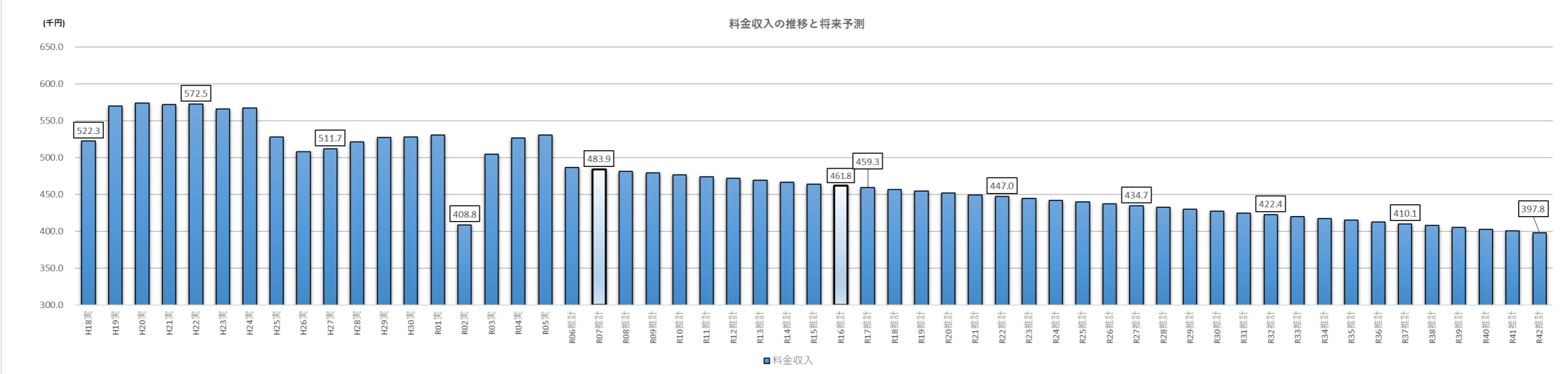


(3) 料金収入の見通し

料金収入においては、給水人口の水需要の減少に伴い減収傾向です。

しかし、現行料金については、県水受水費の値下げ等により、経営状況は安定していることから、住民生活の安定に寄与するため、令和6年4月1日に小口径（Φ13 mm、Φ20 mm）の基本料金について約20%の減額改定を行いました。5年後を目途に再検討を行い、各年度の決算を今後の財政収支に反映させることとしています。今後も社会情勢に注視しながら再検討を行います。（料金改定予定：令和6年4月改定済 ⇨ 令和11年度 ⇨ 令和16年度 ⇨ 令和21年度）

今後は人口減少に伴い、料金収入は減少する見込であるため、計画的な投資により、料金の値上げ幅を抑えていく必要があります。



(4) 組織の見通し

技能職員の採用がないため、一般行政職からの人事異動により水道事業に従事しています。

職員が代わっても、ノウハウの継承が行えるよう業務の引継ぎ等の見える化や共有、各種研修の参加を行い、業務の停滞を防ぎます。

継続して上下水道の一本化による効率的な組織運営を基本とします。

設備の老朽化等を早期に対応するために事業量に応じた適切な人員配置を目指します。

	(単位：人)				
	2023	2033	2043	2053	2054
技術職員	1	1	1	1	1
事務職員	4	4	4	4	4
合計	5	5	5	5	5

3. 経営の基本方針

当該水道事業は昭和33年3月に創設事業の認可を受け、その後数次の水源位置の変更・給水区域の拡張・水源の増設等を行いましたが、安定した水源の確保はできませんでした。昭和63年より、安定的な水源確保のため、滋賀県企業庁からの琵琶湖水の受水に切り替え、日野町内に点在していた水源の統廃合を実施しました。令和5年には、簡易水道事業（平子・熊野地区）を水道事業に会計統合しました。

下記に重点を置いて水道事業の安定的な運営を行っていきます。

【安心安全な水道 未来につなぐ 快適な暮らし】

日野町水道事業は、上記理念のもと、施設の老朽化や人口減少の進行といった課題と向き合い、快適で住みよいまちの生活環境を守り、地域の資産である水道を未来へつなぐため、「安全」「強靱」「持続」を基本方針としています。

① 安全 水質基準に適合した安全な水の供給を維持します。

わかりやすい情報発信を心掛け、水道事業への理解と信頼性向上に取り組みます。

② 強靱 災害への備えのため、重要施設、重要管路を選定し優先的に耐震化を進めます。

大規模災害を想定した防災訓練を行うとともに、危機管理体制の充実を図ります。

③ 持続 水道資産の計画的な更新と長寿命化を図り、次世代に健全な水道事業を継承します。

職員の技能向上のための研修や知識の教授等、水道技術の継承に努めます。

人口や収益減少に対処し次世代に継承するため、経営基盤の強化に取り組みます。

将来の管路更新等については、単年度に更新費用が集中することがないように、平準化に取り組みます。施設管理等については、現在も会計年度任用職員での対応により費用抑制を図っていますが、その他の委託が必要と判断した場合については、住民サービスの低下につながらない等検討をしていきます。

給水人口は減少傾向にあります が、工場用の有収水量が増加すると見込み、水需要は一時的に増加しますが、その後減少すると予測できます。また、料金収入についても工業団地増設により一時的に増加しますが、以降徐々に減収していくことが予測されます。今後も、安全で安心な水道水供給を継続していくため、効率化や料金水準等を検討した上で、財政計画を策定し、計画的な維持管理及び経営改善に取り組みます。

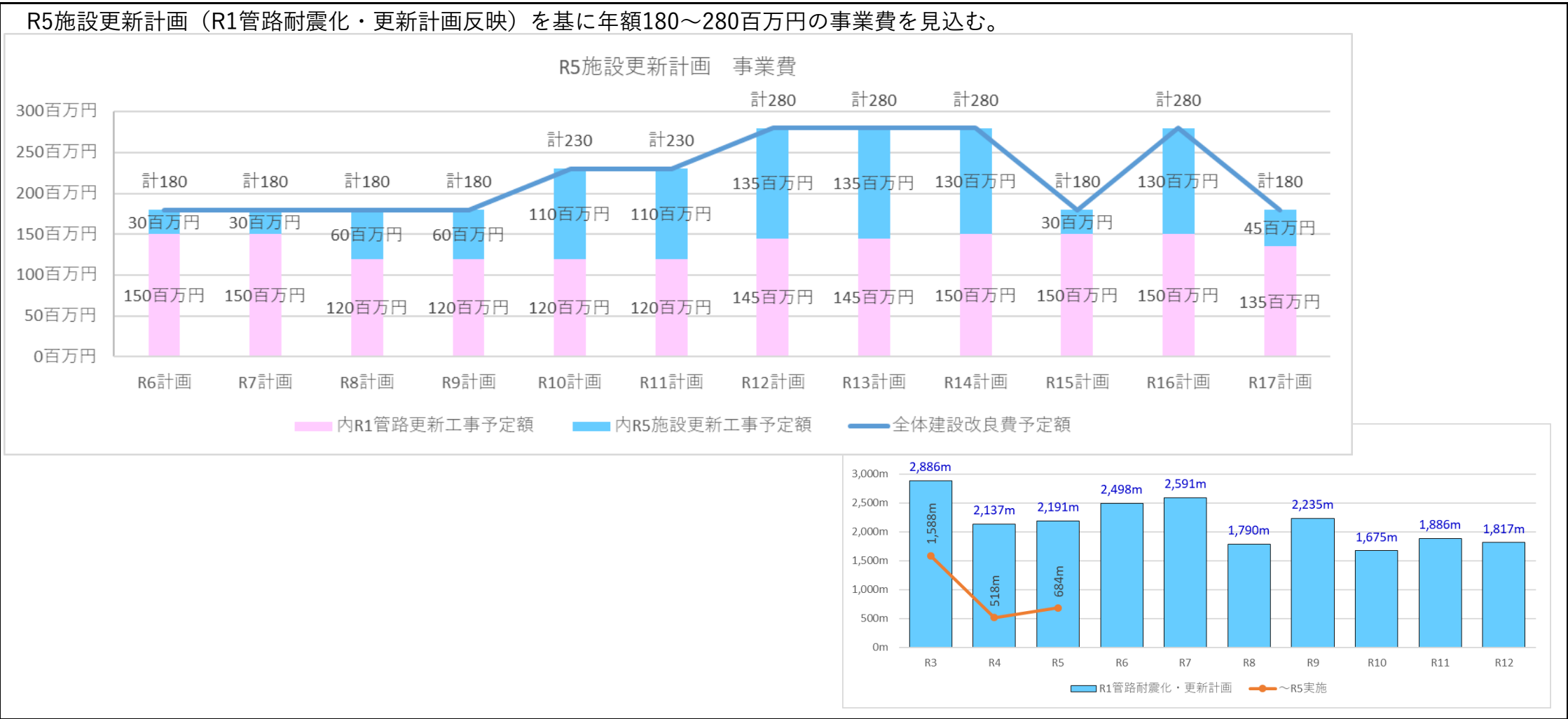
4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	水道水の安定供給を図るため、令和元年度日野町水道事業管路耐震化・更新計画に基づき、計画的な施設・管路の更新を実施します。直近の課題として、基幹管路の耐震化及び更新（10年間(R3～12)で21,706mを更新）、施設の更新(12年間(R6～17))、維持管理費の節減に対応します。
	耐用年数を迎える管路に対し、計画期間内において毎年更新工事を行っていきます。特に、重要給水施設（避難施設や医療機関等）へ流入する管路について、優先的に更新していきます。



② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	一般会計繰出金（国で示された繰り出し基準内分）及び国庫補助制度を活用し、企業債については極力抑制しながら、現金預金の確保と内部留保資金の水準維持に努めます。
-----	--

現時点では、収益的収支決算では、5～10千万円ほどの経常利益が確保されており、また、内部留保資金も確保できていることから、健全な経営状態にあるといえます。しかし、今後は人口減少による水道料金収入の減少、施設更新費用の増大が予測されることから、企業債の活用や新たな国庫補助金等の特定財源の確保に努めていきたいと考えます。 また、給水収益確保のため、債権管理の徹底や、料金未払い者への対策強化による料金収入確保に努めるとともに、歳出の徹底した抑制を図っていきます。 過去の投資による減価償却費が大きく毎年120,000千円程度の留保資金が見込まれます。また、一般会計からの繰入金については出資債分と簡易水道分として元利償還金分の1/2の繰入と高料金対策分（R11より乗率有）を受けることを想定しています。令和7年度以降も、老朽管更新工事を138,000千円/年、事業費の1/3～1/4を国庫補助金、企業債とし、一般会計出資金は繰り出し基準に定める災害・安全対策事業に係る事業費として事業費の1/4を見込んでいます。施設更新については補助メニューがないため、今後制度変更等で国庫補助を受けられる場合は、企業債の借入を極力抑制していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

施設整備のための投資以外の経費は、職員人件費や動力費、支払利息等固定的な費用が大半を占めており、削減は難しいと考えます。特に、支出の約半分を占める県水受水費について、滋賀県企業庁に料金引き下げ等を働きかけるとともに、漏水調査および修理等を適正に行っていきます。 委託については現在は、検針業務、水質検査、事業関係の設計を委託していますが、収納関係（検針・集金・口座振替等）、施設管理関係（配水場管理、電気保安点検等）、事業関係（工事監理委託）、経理関係（予算決算会計処理等）についても外部委託を検討していく必要があります。経費・効果比較等にしながらか検討を進めます。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	令和4年12月に策定した「滋賀県水道広域化推進プラン」に基づいて、滋賀県主催の「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」に積極的に参加し、意見交換等を交わしながら、他市町の動向等を注視しながら広域化の検討をしています。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）	現在、検針業務や水質検査業務については民間委託しております。PPP導入については、その他（収納業務、施設管理業務、経理業務、設計、施工監理、監督業務委託等）の検討をします。小規模団体であることから、単独での実施は難しいため、広域連携の中で検討していく必要があります。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	平成28年3月に作成したアセットマネジメント3C（標準型）による施設、設備の適切な点検、修繕計画に基づき、長寿命化を図り投資の平準化を検討します。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	今後、給水人口や有収水量の減少が見込まれる中、多額の費用負担を防ぐため、また、適正な施設稼働率にするため、更新時期に合わせた統廃合やダウンサイジングを図っていきます。管網の重要度、地形的な施工条件などを考慮した上で、今後の水需要を予測し、適正な管種・口径を選定しながらコスト縮減を図ります。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	年々水需要は減少し、計画1日配水量14,300㎥/日に対して、令和4年度実績1日配水量は7,507㎥/日となっている。今後の水需要の減少を勘案し、送水ポンプなどの施設については、更新に合わせて能力の見直しを行っていく必要があります。
その他の取組	緊急時への対応として、「災害対策マニュアル」（毎年見直し）や、過去に大規模被災した東日本大震災を教訓に、緊急時連絡管等を整備すると共に、緊急用資材等も計画的に確保します。人材育成のための、各種研修の積極的な参加をします。

② 財源についての検討状況等

料	金	引き続き、県内他市町村と比較して高い料金水準にあります。県水受水費の軽減等により経営状況は安定していることから、住民の暮らしの安定に寄与するため、令和6年4月に水道料金の改定（引き下げ）を行いました。毎年の決算を今後の財政収支に反映させながら、5年後を目途に再検討を行っていきます。	
企	業	債	平成26年度から企業債の借り入れをしていませんでしたが、令和３年度より今後の水需要減少と施設更新に備え、現金預金の確保と内部留保資金の水準維持をするため、管路耐震化事業に対して、50,000千円/年程度の借入を行っています。今後も資金運営状況を見極めながら企業債の借り入れを行います。
繰	入	金	一般会計からの繰入金については、独立採算制を経営の基本原則としていることから、適正な料金設定による給水収益の確保に努め、基準内繰入を原則とします。消火栓維持管理分および出資債、旧簡水については元利償還金分の1/2の繰入と高料金対策分（R11より乗率有）を繰り入れています。今後もその方針とします。
資産の有効活用等（*2）による収入増加の取組		旧簡易水道施設等が建ってある土地等の遊休資産について、収入増加のため、売却や貸付等の検討を行います。	
その他の取組		債権整理については、積極的に徴収等に努めます。	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略期間を令和7年度から令和16年度までの10年間とし、P D C Aサイクルを継続し5年毎に見直しをするものとします。また、5年毎の見直しについては、見直し前3年間程度の実績を踏まえ、評価・検討・改善したものを新たな10年間の経営戦略に更新するものとします。 なお、この間に重大な変更事由があった場合にはその都度、見直し更新するものとします。
---------------------	--

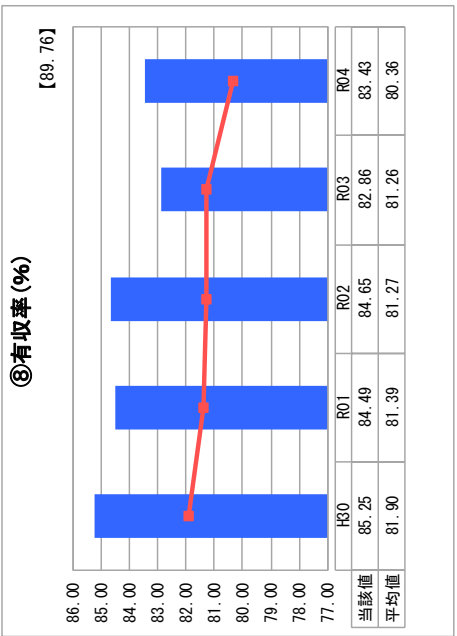
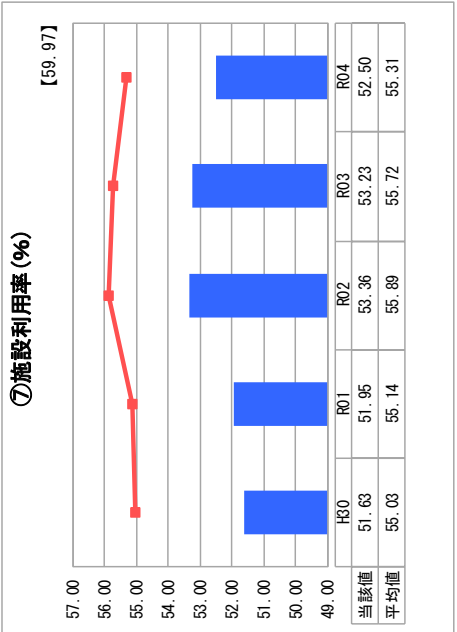
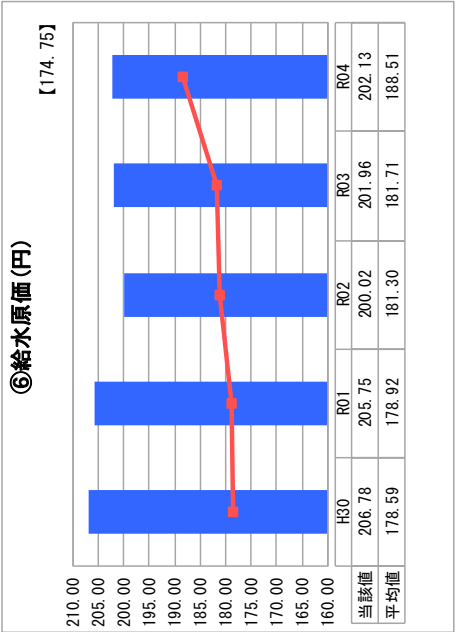
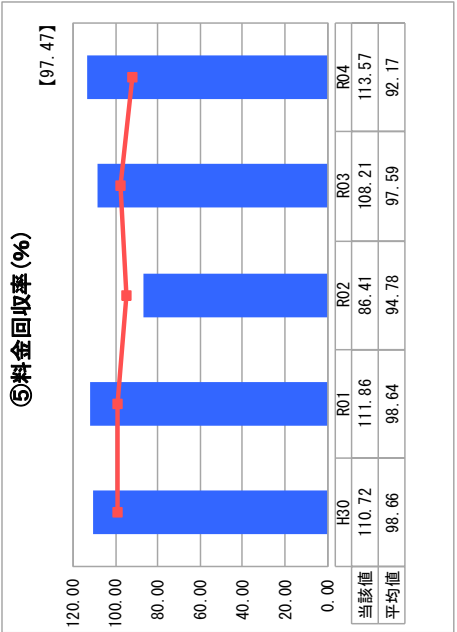
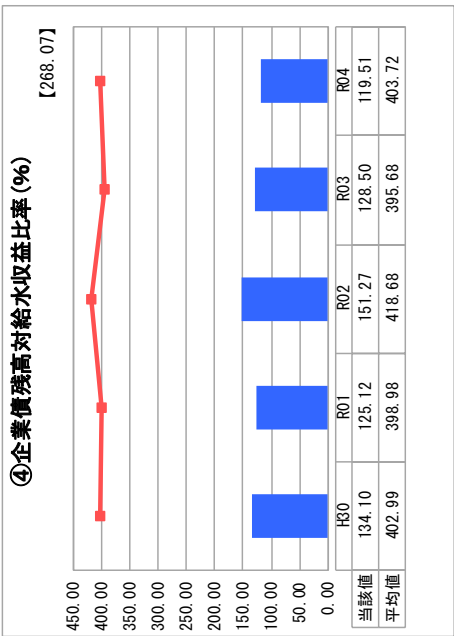
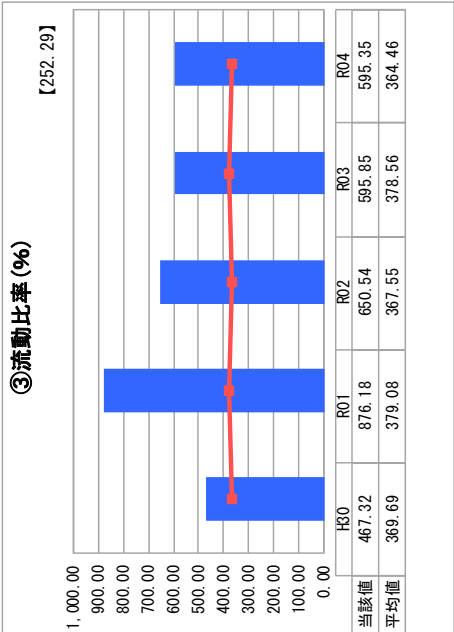
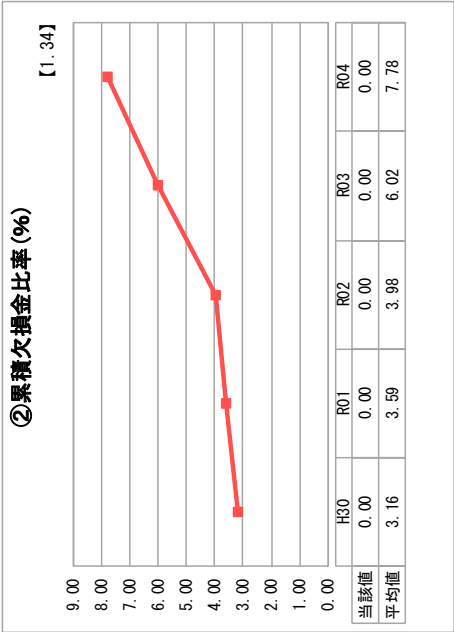
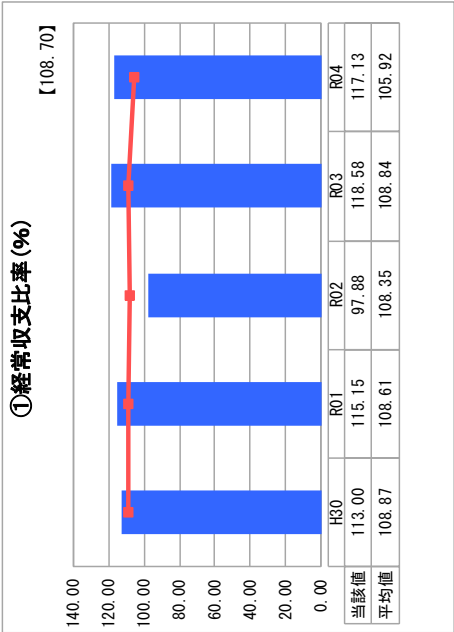
滋賀県 日野町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A6	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金 (円)	
-	80.64	94.88	4,290	

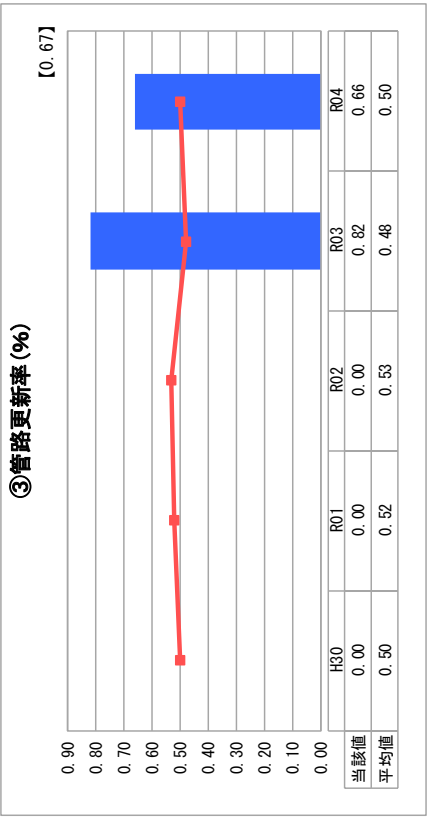
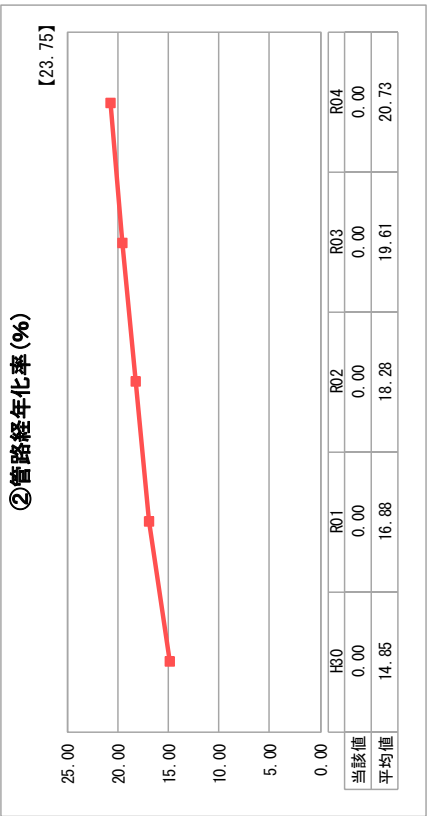
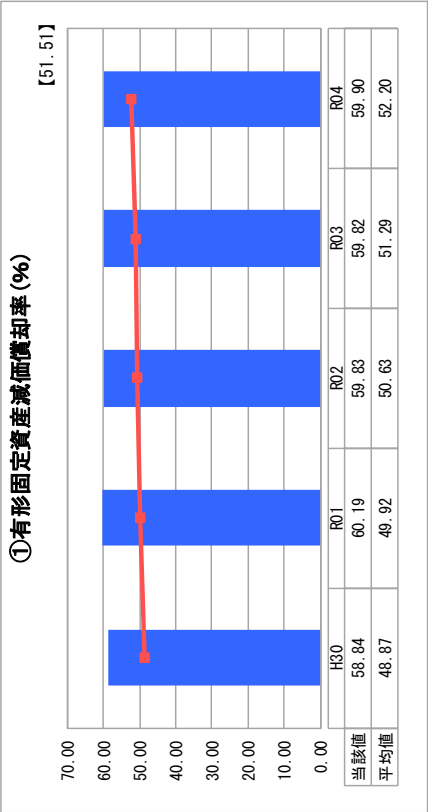
経営比較分析表（令和4年度決算）

	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
	20,987	117.60	178.46
	現在給水人口（人）	給水区域面積（km ² ）	給水人口密度（人/km ² ）
	19,819	38.70	512.12

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）

【】 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

単年度収支を示す「①経常収支比率」については、令和2年度は、コロナ対策として水道料金基本料の減免を行ったことから、マイナス(100%以下)となったが、令和3年度以降は回復しています。

「②累積欠損比率」はありません。

「③流動比率」については、今後の更新に向けて現金預金を蓄える時期であることから高い率を維持しています。債務の支払能力についても短期的な問題は生じていません。

企業債残高の規模を著す「④企業債残高対給水収支比率」については、新たな起債を発行しましたが、類似団体より低い水準を要することになっていません。今後は管路等の更新維持することから、企業債残高の規模が増加し、企業債残高対給水収支比率が上昇する可能性があります。

これには、令和5年度から報告した節水水道施設が増えることにより、今後の修繕・更新に伴い新たな企業債の必要が増えることが予想されます。また、建設改良費や企業債残高の増加だけでなく、給水収益の減少や受水費の改定によっても流動比率が低下していくことが考えられます。

料金水準の適切性を著す「⑤料金回収率」については、令和2年度は、コロナ対策として水道料金基本料の減免を行ったことから、大きくマイナス(100%以下)となっています。

費用効率性を示す「⑥給水原価」は、ほぼ一定で推移しているものの、地形的要因により多くの施設を有していることから、類似団体と比較すると高値となっています。今後も費用対効果を改善していく必要がありますが、当町の水道水は全て県水受水で賄っているため、受水費の改定に大きく左右されること、また、節水や人口増により有収水量が減少傾向にあることから、給水原価の変動を注視し収益とのバランスを要することが必要となります。

施設の効率性を判断する「⑦施設利用率」については、類似団体と比較して低い数値となっていますが、災害時の水害確保や、主として水を提供するための流量が確保できる管路口径等を考慮すると、概ね適正規模であると判断できます。

「⑧有収率」については、前年度より改善しており、類似団体と比較して高い数値を示していることから、概ね適正に管理できていると判断できます。

2. 老朽化の状況について

現在、当町で耐用年数を経過した管路はありませんが、今後は、これまでの低減期に整備してきた管路の更新時期が集中することになります。

現在、26年度からの9年計画で主要幹線配水管の耐震化工程に着手しており、今後は、その他の管路についても計画的に更新を進めていきます。①有形固定資産減価償却率は50%を超えており、類似団体と比較すると老朽化が進んでいる状況といえます。今後の大量更新時期に備え、更新の前倒しや標準化を図っていく必要がありま

す。②管路経年化率については、当町の場合、旧簡易水道を統合し県水受水に切り替えた際に、管路を整備していること、また公共下水道事業、農村下水道事業の実施に伴い配水管布設を行っていることから、耐用年数を経過した管路は存在しません。

③管路更新率については、下水道工事の際に順次布設替えを行い、現在は交付金事業を活用し更新工事を進めています。今後も、主要幹線配水管の耐震化を計画的に実施していく予定です。

※③管路更新率のR30～R2は「0.00」となっていますが、実際はR30＝0.80%、R1＝0.48%、R2＝1.32です。

全体総括

22年度以降、経常収支比率が改善していることから、今のところは良好な運営状況を示しています。ただし、現在着手している主要幹線配水管の耐震化工事については、国庫補助金や基金内繰入となる一時金計出資債を活用していることから、各指標に与える影響も少ないと思われます。

今後は企業債も活用し、更新の平準化を図りつつ、収支のバランスにも注視していくことで、適正な運営に努めていきます。

滋賀県 日野町

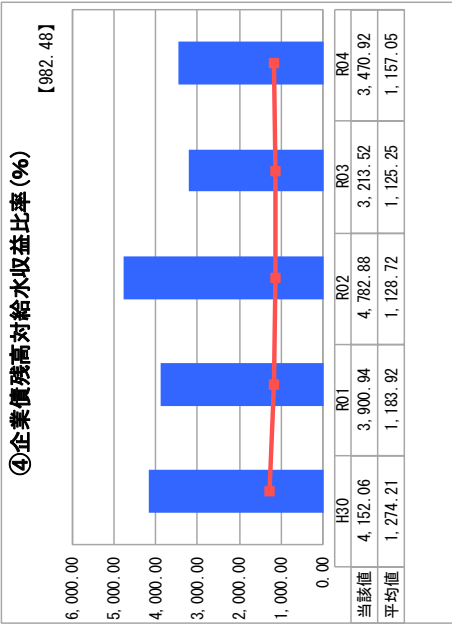
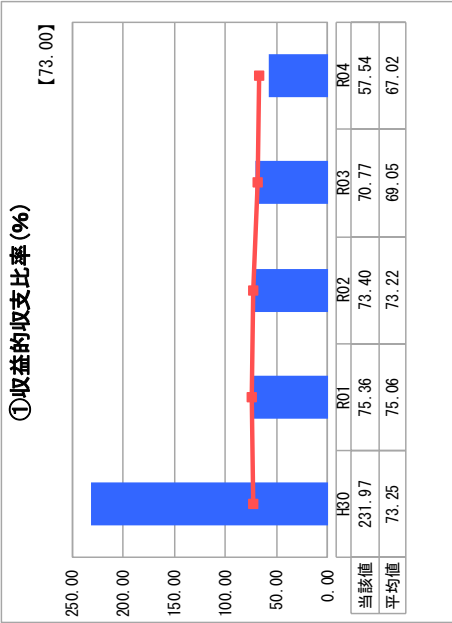
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)	
-	該当数値なし	0.27	4,290	

経営比較分析表（令和4年度決算）

面積(k㎡)	人口(人)	人口密度(人/k㎡)
117.60	20,987	178.46
給水区域面積(k㎡)	給水人口(人)	給水人口密度(人/k㎡)
1.73	57	32.95

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

平子・熊野簡易水道事業は、給水戸数が少なく料金収入が少ないため、①収益的収支比率については、100%を大きく下回っており、一般委託からの収入に大きく頼らざるを得ない状況となっています。平成30年度は、大規模な機器修繕工事を行い、歳出に対する一般会計からの繰入金が多くなったため、比率が一時的に増加しました。

当該事業は、平成14年度から供給を開始した比較的新しい事業であるため、「④企業価値高対給水収益比率」のとおり、地方債残高の比率が類似団体よりも高くなっています。この結果、「⑤料金回収率」も低く、「⑥給水原価」が高額となっています。とりわけ、令和4年度に⑥給水原価が著しく高額となっている理由は、令和5年度から公営企業会計を適用し、水道事業会計に統合することから、会計統合のための支拂業務等を発注したことにより、**簡易水道事業体で出る**と、地方債償還は令和13年度で終了予定で、それ以降については「⑤料金回収率」が37%程度、「⑥給水原価」も650円程度となり、類似団体と同水準になる見込みですが、**令和5年度より水道事業に統合されたことから事業の枠組みが変わり「⑤料金回収率」や「⑥給水原価」についても水道事業全体で捉えていくこととなります。これにより簡易水道部分における状況が見えにくくならないよう注視しながら把握を行い、給水収益の減少や、修繕、更新といった新たな支出も発生するため、引き続き経営改善のための取り組みが必要となります。**

「⑦施設利用率」については、類似団体との差異も小さく、また大規模漏水事故等有事の際の活用も踏まえると概ね適正であると判断できます。また、「⑧有収率」については類似団体と同水準以上であることから、適正な管理ができていると判断しています。

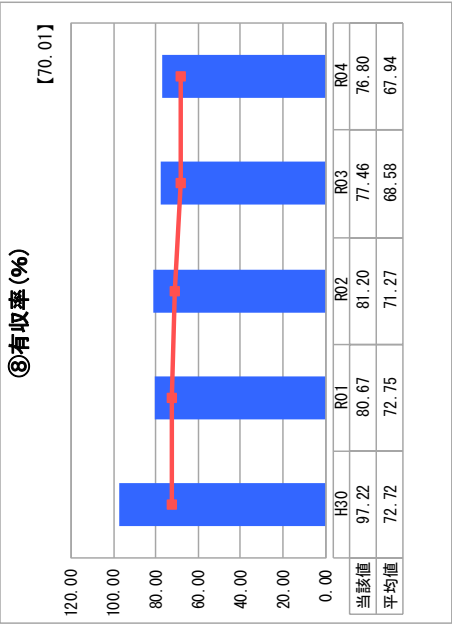
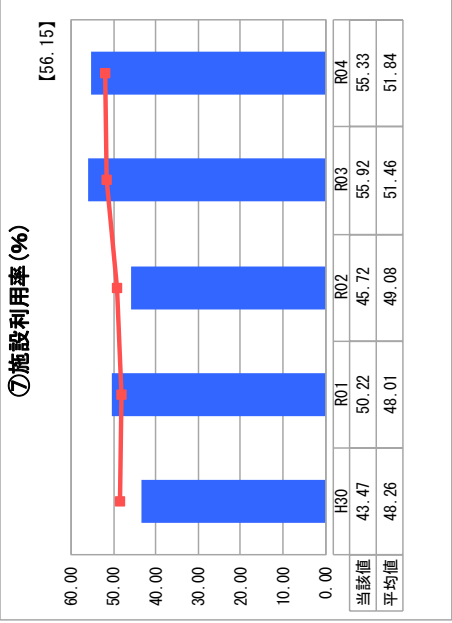
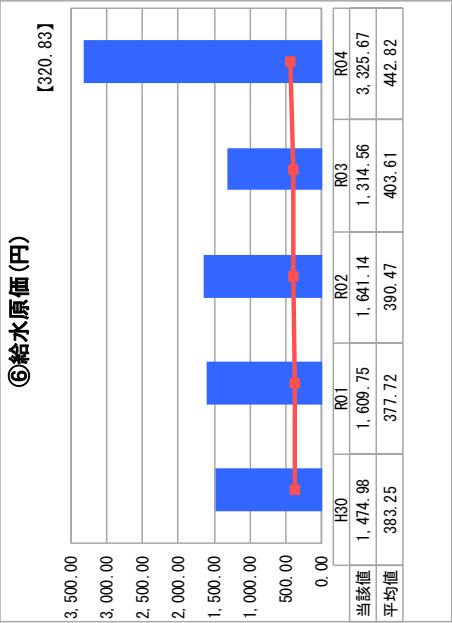
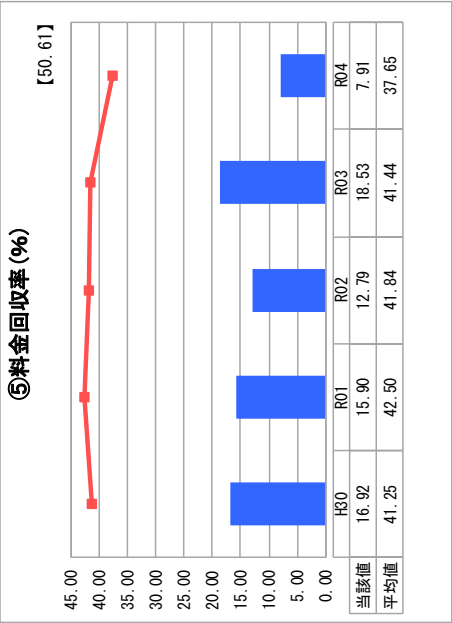
2. 老朽化の状況について

供給開始時に併せて管路の布設替えをしていることから、法定耐用年数の40年で更新するとしても20年の猶予があり、当面の間は更新の予定はありません。

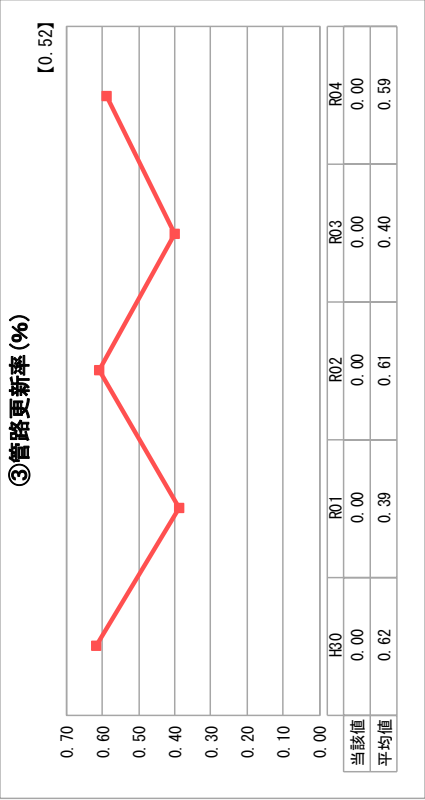
町内唯一の浄水場であることから、簡易水道施設以外で大規模な漏水事故等有事の際における活用も考慮しつつ、次回更新時には既存施設の規模の適正化等を考慮した整備方針も検討する必要があります。

また、令和5年度から公営企業会計を適用し、水道事業会計に統合することから一体で適正な運営に努めていきます。

全体総括



2. 老朽化の状況



(単位:千円, %)																
区 分			年 度		R5 前々年度 (決 算)	R6 前年度 (決 算) 決 見 込	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		552,903	512,248	511,848	511,449	511,050	510,650	510,251	509,851	509,452	509,053	508,653	508,254	
		(1) 料 金 収 入		531,026	495,591	495,184	494,776	494,369	493,962	493,554	493,147	492,740	492,333	491,925	491,518	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		928	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
		(3) そ の 他		20,949	15,357	15,365	15,373	15,381	15,389	15,396	15,404	15,412	15,420	15,428	15,436	
		2. 営 業 外 収 益		58,587	61,078	59,454	59,379	59,304	59,227	58,821	58,089	57,375	56,689	56,028	55,700	
		(1) 補 助 金		4,277	3,820	3,754	3,679	3,604	3,527	3,121	2,389	1,675	989	328		
		他 会 計 補 助 金		4,277	3,820	3,754	3,679	3,604	3,527	3,121	2,389	1,675	989	328		
		そ の 他 補 助 金														
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		49,970	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
		(3) そ の 他		4,340	7,258	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	
収 入 計 (C)				611,490	573,326	571,302	570,828	570,353	569,877	569,072	567,941	566,827	565,742	564,681	563,954	
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		494,083	510,463	504,555	522,680	514,848	521,584	526,258	529,367	529,613	530,202	533,023	534,015	
		(1) 職 員 給 与 費		36,157	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000
		基 本 給 付 費		16,436	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	
		退 職 給 付 費														
		そ の 他		19,721	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	
		(2) 経 費		310,325	327,500	327,500	347,500	347,500	357,500	357,500	357,500	357,500	357,500	357,500	357,500	
		動 力 費		6,091	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	
		修 繕 費		1,706	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
		材 料 費		150	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	
		そ の 他		302,378	314,300	314,300	334,300	334,300	344,300	344,300	344,300	344,300	344,300	344,300	344,300	
		(3) 減 価 償 却 費		147,601	145,963	140,055	138,180	130,348	127,084	131,758	134,867	135,113	135,702	138,523	139,515	
		2. 営 業 外 費 用		12,340	16,211	16,034	15,731	15,458	15,209	15,602	15,540	16,058	16,196	16,936	17,242	
		(1) 支 払 利 息		11,934	12,211	12,034	11,731	11,458	11,209	11,602	11,540	12,058	12,196	12,936	13,242	
		(2) そ の 他		406	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
		支 出 計 (D)				506,423	526,674	520,589	538,411	530,306	536,793	541,860	544,908	545,672	546,398	549,960
経 常 損 益 (C)-(D) (E)				105,067	46,652	50,713	32,417	40,047	33,084	27,212	23,033	21,156	19,344	14,721	12,696	
特 別 利 益 (F)																
特 別 損 失 (G)																
特 別 損 益 (F)-(G) (H)																
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)				105,067	46,652	50,713	32,417	40,047	33,084	27,212	23,033	21,156	19,344	14,721	12,696	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)				480,844	527,496	578,209	610,626	650,673	683,757	710,968	734,001	755,157	774,501	789,222	801,919	
流 動 資 産 (J)				1,302,420	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	
	う ち 未 収 金			99,927	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
流 動 負 債 (K)				153,594	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	
	う ち 建 設 改 良 費 分			54,354	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
	う ち 一 時 借 入 金															
	う ち 未 払 金			96,541	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)																
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)				551,975	510,948	510,548	510,149	509,750	509,350	508,951	508,551	508,152	507,753	507,353	506,954	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)																
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)																
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)				551,975	510,948	510,548	510,149	509,750	509,350	508,951	508,551	508,152	507,753	507,353	506,954	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)																

投資・財政計画
(収支計画)

年 度 区 分			R5	R6	(単位:千円)									
			前々年度 (決 算)	前年度 〔 決 算 〕 見 込	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的 収 入	資本的 収 入	1. 企 業 債	91,500	50,000	50,000	50,000	50,000	100,000	50,000	100,000	50,000	100,000	50,000	100,000
		うち 資本 費 平 準 化 債												
		2. 他 会 計 出 資 金	15,268	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		3. 他 会 計 補 助 金												
		4. 他 会 計 負 担 金												
		5. 他 会 計 借 入 金												
		6. 国（都道府県）補助金	19,816	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	40,000	30,000	40,000	30,000	40,000
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
		8. 工 事 負 担 金	20,381	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		9. そ の 他												
	計 (A)	146,965	90,000	90,000	90,000	90,000	140,000	90,000	155,000	95,000	155,000	95,000	155,000	
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)													
	純 計 (A)–(B) (C)	146,965	90,000	90,000	90,000	90,000	140,000	90,000	155,000	95,000	155,000	95,000	155,000	
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	182,181	202,500	202,500	202,500	212,500	252,500	262,500	302,500	312,500	302,500	212,500	302,500
		うち 職 員 給 与 費												
		2. 企 業 債 償 還 金	54,666	54,354	56,499	55,919	57,088	56,970	57,178	53,439	46,817	40,474	37,115	32,589
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
		5. そ の 他												
	計 (D)	236,847	256,854	258,999	258,419	269,588	309,470	319,678	355,939	359,317	342,974	249,615	335,089	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)–(C) (E)			89,882	166,854	168,999	168,419	179,588	169,470	229,678	200,939	264,317	187,974	154,615	180,089
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	77,161	156,854	158,999	158,419	169,588	159,470	219,678	190,939	254,317	177,974	144,615	170,089	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他	12,721	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	計 (F)	89,882	166,854	168,999	168,419	179,588	169,470	229,678	200,939	264,317	187,974	154,615	180,089	
補 填 財 源 不 足 額 (E)–(F)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)			739,047	734,692	728,194	722,275	715,187	758,217	751,039	797,599	800,782	860,308	873,193	940,604

○他会計繰入金

年 度 区 分			前々年度 (決 算)	前年度 〔 決 算 〕 見 込	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 支 分			11,276	10,827	10,768	10,702	10,634	10,565	10,167	9,444	8,738	8,059	7,406	7,086
資本的 収 支 分	資本的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	11,276	10,827	10,768	10,702	10,634	10,565	10,167	9,444	8,738	8,059	7,406	7,086
		うち 基 準 外 繰 入 金												
		計	15,268	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
資本的 収 支 分	資本的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	15,268	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		うち 基 準 外 繰 入 金												
		計	26,544	20,827	20,768	20,702	20,634	20,565	20,167	19,444	18,738	18,059	17,406	17,086